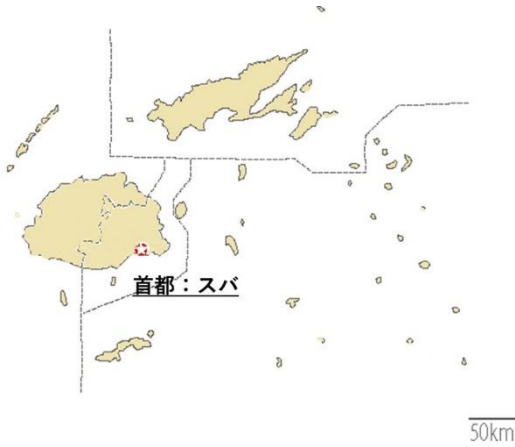


2024年度 簡易型 外部事後評価結果票:円借款

外部評価者：西川 圭輔（フォーティエンスコンサルティング株式会社）
 調査期間：2024年10月～2026年1月
 現地調査：2025年3月2日～2025年3月12日

国名 フィジー	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款 ¹ 新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（フェーズ2）
------------	---



プロジェクトサイト（出典：外部評価者作成）



スバ市内中心部の様子（出典：外部評価者撮影）

I 案件概要

<p>事業の背景</p>	<p>フィジーでは新型コロナウイルス（以下「COVID-19」という）の世界的な蔓延を受けて、入国制限や都市封鎖等の措置が講じられた。これにより、フィジー航空や空港公社、港湾公社などの国営企業に加え、観光関連産業である小売業、建設業、運輸交通業、不動産業、金融業などが大幅に落ち込むこととなり、民間セクターも深刻な経済的打撃を受けた。その結果、失業者の増加や税収の減少といった影響が生じた。</p> <p>さらに、公共財政管理や公共政策の面でも、中期的な債務管理計画の欠如、十分な分析に基づかない予算配分、脆弱層を十分に対象としていない社会保障政策などが課題となっていた。また、高い関税や電子決済システムの普及率の低さなどが、民間によるさらなる投資促進の障壁となっていた。保健分野においても、COVID-19を含む感染症のリスク要因となり得る高い非感染性疾患（NCDs）の罹患率や、脆弱な保健医療システムなどの課題が存在していた。</p> <p>このような状況下において、COVID-19の再感染拡大の予防や重症患者への対応を含む医療体制の整備に加え、深刻な打撃を受けた経済の下支えが喫緊の課題となっていた。具体的には、中期的な債務管理を含む公共財政管理の改善、社会保障政策を含む政策立案・実施能力の強化、中小零細企業を含む民間企業への支援、投資環境の整備など、ビジネス・投資環境の改善を目指す経済政策の実施が求められていた。</p>
<p>事業の目的</p>	<p>世界的な COVID-19 の感染拡大による社会的及び経済的な影響が深刻なフィジーにおいて、財政支援を行うことにより、同国政府による公共財政管理の強化、政策立案・推進機能の強化、ビジネス・投資環境の改善等による民間セクターの投資促進、保健システムの強化を図り、もって社会・経済の安定及び開発努力の推進に寄与する²。</p> <p>（フェーズ1とフェーズ2の事業目的はそれぞれ以下の通り）</p> <p>【フェーズ1】世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による社会的及び経済的な影響が深刻なフィジーにおいて、財政支援を行うことにより、フィジー政府による経済財政対策である公共財政管理の強化、国営企業、官民連携に関する政策・規制・組織的枠組の改善やビジネス・投資環境の改善等による民間セクターの投資促進を図り、もってフィジーの社会・経済の安定及び開発努力の推進に貢献する。</p> <p>【フェーズ2】新型コロナウイルスの感染拡大による社会的及び経済的な影響が深刻なフィジーにおいて、財政支援を行うことにより、フィジー政府による公共財政管理、政策立案・推進機能の強化、ビジネス・投資環境の改善等による民間セクターの投資促進、保健システムの強化を図り、もってフィジーの社会・経済の安定及び開発努力の推進に貢献する。</p>

¹ 事後評価では、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」を「フェーズ1」として取り扱う。

² フェーズ1とフェーズ2の相違点は「国営企業、官民連携に関する政策・規制・組織的枠組の改善」（フェーズ1）と「政策立案・推進機能の強化」（フェーズ2）の部分であるが、「政策・規制・組織的枠組の改善」は「政策立案・推進能力の強化」に包含して捉えることが可能と思われるため、両フェーズの事業目的としては、フェーズ2の表現を用いることとする。また、保健システムの強化はフェーズ2のみに設けられた文言であるが、JICAによる支援と密接に関連する分野であるため、一体評価に当たって事業目的に含めることとした。

実施内容	1. 事業サイト：フィジー全土 2. 日本側：財政支援（フェーズ1）10,000百万円／（フェーズ2）10,000百万円 3. 相手国側：プログラム（施策）の実施			
事業実施スケジュール	交換公文締結日	（フェーズ1）2021年2月22日／（フェーズ2）2022年2月22日	貸付完了日 （円借款のみ）	（フェーズ1）2021年3月26日／（フェーズ2）2022年3月17日
	借款契約締結日	（フェーズ1）2021年3月2日／（フェーズ2）2022年2月22日	事業完了日	（フェーズ1）2021年3月26日／（フェーズ2）2022年3月17日（貸付完了日）
事業費	交換公文供与限度額・借款契約供与限度額：実績額： （フェーズ1）10,000百万円／（フェーズ2）10,000百万円 （フェーズ1）10,000百万円／（フェーズ2）10,000百万円			
相手国実施機関	経済省（現財務・戦略計画・国家開発・統計省）			
借款契約条件（有償のみ）	（フェーズ1）金利0.01%、返済15年（うち据置4年）、調達条件：一般アンタイト （フェーズ2）金利0.01%、返済15年（うち据置4年）、調達条件：一般アンタイト			
借入人（有償のみ）	フィジー共和国政府			
案件従事者	本体：なし コンサルタント：なし 調達代理機関：なし			

II 評価結果

【要旨】

本事業（フェーズ1及びフェーズ2）は、フィジー政府に対して財政支援を行うことにより、COVID-19による深刻な社会的及び経済的な影響からの回復を支援するとともに、公共財政管理の強化、政策立案・推進機能の強化、ビジネス・投資環境の改善等による民間セクターの投資促進、保健システムの強化を図った事業であった。事前評価時のフィジー政府のCOVID-19対策の方向性に合致していたほか、財政、民間投資、保健分野における関係者の能力向上に関するニーズにも合致する事業であったといえる。また、本事業は事前評価時の日本の大洋州及びフィジーへの開発協力方針に合致していたほか、内的整合性・外的整合性についても明確な連携及び成果が確認されており、妥当性・整合性は高い。事業効果については、両事業ともに設定された指標がおおむね達成されたほか、政策アクションの多くが継続的に実施されていることが確認された。インパクトについても、COVID-19感染者数の減少及び国境再開に伴い、マクロ指標が大幅に改善しており、本事業を通じた財政支援が政府の経済運営を下支えしたことが推察された。したがって、有効性・インパクトは高い。持続性については、事業の性質上、分析を行わなかった項目もあるが、全体としては特段の懸念はなく、本事業によって発現した効果の持続性は一定程度確保されていると考えられる。

総合評価 ³	N/A	妥当性・整合性	③ ⁴	有効性・インパクト	③	効率性	N/A	持続性	N/A
-------------------	-----	---------	----------------	-----------	---	-----	-----	-----	-----

【留意点／評価の制約】

本事業はプログラム型の円借款事業であり、インプットとアウトプットの定量的な比較が困難であるため、効率性の評価は行わない。また、持続性については、組織・体制、技術、運営・維持管理状況に関する分析は該当しなかったため、政策・制度面、財務面、環境社会配慮、及びリスクへの対応についてのみ分析を行った。したがって、サブレーティングは「妥当性・整合性」及び「有効性・インパクト」に対してのみ付与し、総合レーティングの判定は行わない。

また、本事後評価はフェーズ1とフェーズ2の一体評価であり、妥当性・整合性・有効性はそれぞれのフェーズに関する情報を収集・分析して達成度を評価した。インパクトや持続性については、事後評価時点の状況を中心に一体的に把握した上で評価を行い、全体的な達成度を検証した。両フェーズの貸付実行額は同額であるため、達成度の判断においては特段の加重平均は行わなかった。

1 妥当性・整合性

【妥当性】

・事前評価時のフィジー政府の開発政策との整合性

本事業の事前評価時、COVID-19の世界的な蔓延を受け、フィジー政府は2020年3月27日に「COVID-19対応パッケージ（COVID-19 Response Package）」を成立させ、医療・保健システムの体制拡充のほか、失業者への給付金、年金負担額の抑制、中小零細企業・女性経営者・農林水産業への優遇融資枠拡大等の施策を実施していた。また、2020年4月以降、国際線の停止、都市封鎖等の対応を行ったほか、全国民へのワクチン接種の方針を掲げ、2021年11月までに対象者の90%に対してワクチン接種を実施していた。

本事業を通じた日本からの支援は他ドナーからの支援とともに、2020/21年度及び2021/22年度のフィジー政府の国家財政を緊急的に支える役割を担ったものであることに加え、公共財政管理の強化、ビジネス・投資環境の改善、保健システムの強化等を図った事業であり、同国政府のCOVID-19対策の方向性と合致していたといえる。

³ A：「非常に高い」、B：「高い」、C：「一部課題がある」、D：「低い」

⁴ ④：「非常に高い」、③：「高い」、②：「やや低い」、①：「低い」

・事前評価時のフィジーにおける開発ニーズとの整合性

フィジーでは、COVID-19の再感染拡大の予防や医療体制の整備に加え、深刻な打撃を受けた経済の下支えのため、中期的な債務管理を含む公共財政管理の改善のほか、社会保障を含む政策立案及び実施能力の強化、中小零細企業を含む民間企業への支援や投資環境整備を含めたビジネス・投資環境の改善といった経済政策の実施といった点が喫緊の課題となっていた。また、社会的弱者を保護し、家計を金銭面から支援することも必要とされていた。そのため、フィジー政府は予算の組み換えを通じて歳出を増加させていたが、GDP成長の大幅な下落に伴う歳入の落ち込みにより、財政赤字は拡大する一方であった。同国政府は国債発行により不足資金の国内での調達を行うこととしていたものの、それでもなお資金ギャップが生じており、様々なドナー機関からの借り入れを行うことが必要であった。

このような状況の中、本事業による譲許的な条件での財政支援はフィジー政府の財政上の課題を大きく緩和するものであり、事前評価時のフィジーのニーズに合致していたといえる。

・事業計画やアプローチの適切性

本事業は COVID-19 の蔓延に伴う影響に対する緊急的な対応を重視した事業であり、既存のアジア開発銀行（Asian Development Bank、以下「ADB」という）の事業に JICA 事業を連携させる形で実施された。本事業では、ADB が既にフィジー政府との間で設けていた政策アクションマトリクスの項目の中で JICA として連携・活用可能なものを取り入れること、またそれ以外に JICA として計画・実施していた支援を同マトリクスに組み込む形を用いて、フィジー政府関係者の能力向上の支援を併せて行う形で案件形成が進められた。実際にフェーズ 2 では、以下の JICA の技術協力事業を通じて、追加的に設定された政策アクションの実施を確実なものとしたことが確認された。

- 5S-KAIZEN-TQMによる保健サービスの質の向上プロジェクト（2019年～2023年）
- フィジー国立大学における COVID-19 による失業者等を対象とした職業訓練（2020年～2022年）
- 新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト（2021年～2022年）
- 生活習慣病対策プロジェクトフェーズ 2（2022年～2026年予定）

過去の類似案件の事後評価⁵では、危機への迅速な対応を促すために速やかな資金供与を行うことが重要であることが教訓として得られていた。本事業の両フェーズでは、これを踏まえ ADB の既存の財政支援との協調融資の形を取ることで、ADB の政策マトリクスのモニタリング体制を活用することをもって迅速な資金供与を図ったといえる。実際に、フェーズ 1 では LA 締結 24 日後、フェーズ 2 では LA 締結 23 日後に貸付完了となっており、過去の教訓を十分に踏まえた対応がなされたといえる。また、別の類似案件の事後評価⁶では、開発政策借款で提示された政策アクションを具体的に支援するために、JICA が並行して特定の分野について技術協力を組み合わせて実施することによって、より実効的な政策改善・改革につなげることができると指摘されていた。本事業のフェーズ 2 では、政策アクションの着実な実行を支援するため、保健システムの強化や非感染性疾患対策にかかる既存の JICA 技術協力を組み合わせて実施することにより、政策改善・改革の実効性を確保した。

本事業では、後述のとおり計画内容が予定どおり実施されたほか、緊急性を重視して、ADB の政策マトリクスの活用や、JICA 自身の関連技術協力事業の活用など、既存の事業や計画されていた事業との連携が図られた結果、迅速な資金供与及び過去の教訓の活用が十分行われたといえる。

【整合性】

・事前評価時における日本の開発協力方針との整合性

両フェーズの事前評価時、の日本の対大洋州及びフィジーに対する開発協力方針は以下のとおりであった。

（フェーズ 1）

- 「太平洋島嶼国協力推進会議」（2019年2月発足）が同年5月に発表した「今後の対太平洋島嶼国政策に関する方向性」において、財政の健全化・強靱化支援が具体的取組として掲げられていた。
- 「対フィジー国別開発協力方針」（2019年4月）では、重点分野「経済発展に向けた基盤整備」において、投資促進の拡大による国内の経済活動の活性化のための支援が掲げられていた。

（フェーズ 2）

- JICA は新たな感染症から人々の健康を守る「JICA 世界保健医療イニシアティブ」（2020年7月）を掲げ、中長期的な視点に立ち、治療・警戒・予防体制を強化していく方針であった。
- 日本政府は、第9回太平洋・島サミット（2021年7月）の首脳宣言において、「新型コロナウイルス感染症への対応と回復」を重点分野の1つとして掲げ、COVID-19の影響を踏まえた保健医療体制の強化及び経済回復に資する支援を行う旨、表明した。

以上より、本事業は、財政の健全化・強靱化支援、治療・警戒・予防及び COVID-19 対策に係る保健医療体制の強化の支援という点で、事前評価時の日本の大洋州及びフィジーに対する開発協力方針との整合性が高いと判断される。

・内的整合性

「妥当性」で述べたとおり、本事業は JICA の複数の技術協力事業との連携の下に実施されることが計画されていた。各事業との関連性は主に以下のとおりであった。

① 5S-KAIZEN-TQMによる保健サービスの質の向上プロジェクト

同事業内で、保健医療サービス省（以下、「保健省」という）医薬品供給センターの北部地区における分散倉庫が整備された。この建設計画案の作成が本事業の政策アクションに設定されていた。一方で、2020年10月に同事業の一環で COVID-19 対策に必要な医療機材（個人用防護具キット、サーモスキャナ等）が供与されたが、COVID-19 対策とい

⁵ フィリピン「緊急財政支援円借款」、インドネシア「気候変動対策プログラムローン（II）（景気刺激支援）」、ベトナム「第8次貧困削減支援借款（景気刺激支援）」の事後評価

⁶ パキスタン「電力セクター改革プログラム」「電力セクター改革プログラム（II）」の事後評価

う点では共通の方向性を持った支援であったものの、本事業との直接的な調整・連携は確認されなかった。

②フィジー国立大学における COVID-19 による失業者等を対象とした職業訓練

COVID-19 により失職したフィジー人に対し、再雇用やビジネスを始めるための職業訓練が 5 コース実施⁷され、「有効性」に記載のとおり、目標を上回る人数に対するプログラムが提供された。

③新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト

遠隔医療機材を調達する予定であったが、手続き上困難な面があり、実際には調達はなされずオンラインの研修のみが提供された。遠隔技術を活用した集中治療能力強化にかかる導入研修が目標を上回る数の医療関係者に対して提供された。

④生活習慣病対策プロジェクトフェーズ 2

フィジー全域を対象とした生活習慣病対策に関する活動を展開することが計画され、事後評価時に実施中であった。

これら①～④の 4 事業における成果や活動の一部は、本事業の政策アクションとしても設定されており、本事業で目的とした能力向上は関連技術協力事業を通じて支援された。また、②及び③については、その成果が定量的指標としても設定された。

このように、本事業は JICA 技術協力と連携が図られており、「有効性」にて後述するとおり、連携を通じて特に保健行政の体制強化、非感染症対策・医薬品供給の能力強化、業務効率の改善といった成果も発現した（具体的には両フェーズにおいて JICA が独自に追加した政策アクションの指標が技術協力の実施を通じて達成された）。したがって、本事業と他の JICA 事業との間には内的整合性が確認されたといえる。

・外的整合性

COVID-19 対応に係る支援は、経済省（当時）の下、複数のドナー間で調整され、本事業のフェーズ 1 は「Sustained Private Sector-Led Growth Reform Program (Subprogram 3)」、フェーズ 2 は「Sustainable and Resilient Recovery Program」という、ADB の COVID-19 関連の支援プログラムとの協調融資の形で実施された。政策アクションマトリクスの設定においても、公共財政管理やビジネス環境の改善を中心に、ADB と共通の政策アクション・指標を設定して、フィジー政府の取組を支援した。それらの指標は後述のとおりおおむね達成された。

また、本事業は公共財政管理の強化や COVID-19 の影響を受けた民間企業への支援を含めたビジネス・投資環境の改善のための財政支援を行うものであり、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献にも資するものと考えられていた。具体的には、COVID-19 により負の影響を受けた人々に対する支援を行った点でゴール 1（貧困の撲滅）、感染症への対応の点でゴール 3（健康と福祉の推進）、雇用創出のための取組を行った点でゴール 8（包摂的かつ持続的な経済成長）、全ての人々の能力強化及び社会的・経済的な包摂を促進する点でゴール 10（不平等の是正）に合致する事業であったと考えられる。

したがって、本事業と他ドナー事業との間には外的整合性は確認されたと判断される。

【評価判断】

本事業は、審査時のフィジー政府の COVID-19 対策の方向性に合致していたほか、公共財政管理、民間投資、保健分野における能力向上に関するニーズにも合致する事業であったといえる。事業内容やアプローチも適切であったと判断される。また、本事業は審査時の日本の大洋州及びフィジーへの開発協力方針に合致していたほか、内的整合性・外的整合性についても明確な連携及び成果が確認された。

以上より、本事業の妥当性・整合性は高い⁸。

2 有効性・インパクト⁹

【有効性】

「有効性」では、設定された政策アクションの達成状況と事業の資金効果を整理した。設定された政策アクションの達成が貸付実行の前提であり、JICA はそれらが実際に達成されたことを確認してから貸付を実行した。事後評価では、それらの政策アクションがさらに継続されているか、また、本事業の実施に伴い設定された定量的・定性的効果の達成度を、以下のとおり分析した。

<定量的効果>

本事業では、両フェーズで下表のとおり定量的指標が設定された。フェーズ 2 の一部の指標は JICA 独自のものであるが、それ以外は ADB と共通の指標が設定された。各フェーズの指標達成度は以下のとおりであった。

⁷ フィジー国立大学で毎年実施されていたコースであるが、2022 年のコースについては JICA による資金面の支援で実施された。

⁸ 妥当性は③、整合性は③。

⁹ 有効性の判断にインパクトも加味して、レーティングを行う。

表1 フェーズ1の指標の達成度

指標名 ^{注1}	基準値	目標値 (2021年)	実績値
公共支出と財政の説明責任 (PEFA) 評価 ^{注2}	D+ (2013年)	C	PI-10.1 : C PI-10.3 : A PI-16.1 : B PI-23 : B+ (2019年)
民間セクターへの金融機関による貸付 (対GDP比)	48.3% (2016年)	48.3%以上	62.5% (2021年)
ビジネスのしやすさ指数 (世界銀行)	61.5 (2019年)	64	—

注1: 全ての指標はADB事業の指標と同一である。

注2: PI-10.1及びPI-10.3 (主要な公共財政に関する情報へのパブリックアクセス)、PI-16.1 (会計年度ベースでの現金需要予測・モニタリング)、PI-23 (各執行機関 (小学校や保健所等) からの情報の活用) 関連。なお、PIとはPublic Involvementの略であり、一般的に「行政による計画の策定を、住民や市民の参加を積極的に募って行うこと」と定義される。

出典: 事業事前評価表 (フェーズ1)、PEFA評価報告書 (2020年) 及びADB事業 (Sustained Private Sector-Led Growth Reform Program) 完了報告書

PEFA評価については、基準値や目標値に示されるような総合的なレーティングは存在せず、2019年に31の項目の個別の評価が行われたのみであるため、各項目の評価結果を上表に記した。2024年にも同様の評価が行われたものの、事後評価時点ではその結果は公表されておらず内容は把握できなかった。そのため、2019年の評価結果を用いて評価判断を行ったところ、平均的に目標値より高い評価が得られていることから、本指標は2021年においても達成されていると推察される。また、民間セクターへの金融機関貸付比率については、ADB事業の完了報告書によると、目標年の2021年の数値は62.5%となっており、目標値を大きく上回った。なお、ビジネスのしやすさ指数 (Ease of Doing Business Score) は、世界銀行が2019年を最後に発表を取りやめているため、同指数は評価対象から除外した。

表2 フェーズ2の指標の達成度

指標名	基準値	目標値	実績値
調達とキャッシュフローの予測を経済省に提出する政府機関 (予算部門) の割合 ^{注1}	0% (2020年)	70%以上 (2023年)	調達予測: 45.2% (31機関中14機関) キャッシュフロー予測: 100% ⇒全体として72.6% (2023年)
運転資本ファシリティ ^{注2} によるサポートを受けた企業数及び女性により経営されている企業の割合 ^{注1}	0 (運転資本ファシリティは未設置のため)	少なくとも5,000企業及び35%	5,770企業が準備銀行の災害復旧・抑制ファシリティにより支援され、うち37%が女性経営企業
フィジー国立大学におけるCOVID-19による失業者に対する職業訓練コース参加者数 ^{注3}	40名 (2021年11月)	80名以上 (2022年11月)	100名 (2022年2月~3月、20名×5コース)
遠隔技術を活用した集中治療能力強化にかかる導入研修の実施回数 ^{注4}	0回 (2021年11月)	16回以上 (2022年11月)	17回 (2022年)

注1: 協調融資先であるADBと同じであり、フィジー政府とも合意済みの指標。

注2: フィジー中央銀行によって管理される融資制度であり、主に事業を維持するための資本や保険に加入していない女性が経営する中小企業への資金提供を図る指標。名称は変更され「災害復旧・抑制ファシリティ」となった。

注3 (JICA独自の指標): 現地リソースを活用した「フィジー国立大学におけるCOVID-19による失業者等を対象とした職業訓練」に関連する指標

注4 (JICA独自の指標): 「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」に関連する指標

出典: 事業事前評価表 (フェーズ2)、フィジー国立大学提供情報、保健省による質問票回答及びヒアリング、ADB事業 (Sustainable and Resilient Recovery Program) 完了報告書

公共財政管理に関して、目標年 (2023年) において調達予測を財務省に提出できた省庁の割合は45.2%に留まったが、キャッシュフロー予測を提出できた省庁の割合は100%であり、全体としては72.6%と目標値を達成したといえる。また、政府の譲許的な支援を受けた企業数及び女性経営企業の割合も目標値を達成した。職業訓練については、フィジー国立大学が毎年実施するプログラムに対してJICA技術協力を通じて5コースに対する実施費用の助成が行われ、COVID-19の影響による失業者計100名に対する支援が行われた。集中治療能力強化にかかる導入研修は保健省内で17回実施され、ともに目標値は達成された。

<定性的効果>

本事業では、「経済社会の安定」「国営企業及び民間企業の経済活動の回復」及び「保健医療サービスの質の向上」が審

査時に定性的効果として想定されていた。経済社会の安定や企業による経済活動の回復は、内容面でインパクトとして整理し、保健医療サービスの質の向上は、政策アクションマトリクスに含まれる保健医療関連のアクションの達成状況を踏まえて定性的効果として分析した。また、定性的効果の検証に当たっては、政策アクションが目標年以降も継続して実施されているかどうか、またそれにより効果の発現が見られているかどうかを把握した（別添として p.9 以降に表形式で記載）。

結果として、事業完了以降も継続することが期待された政策アクションについては、その多くが引き続き実施・活用されており、一定の継続効果が発現していることが確認された。

<事業の資金効果>

本事業は、COVID-19 による財政的影響を受け資金ギャップが予想されていたフィジー政府に対する財政支援を行った事業であった。

本事業では 2020/21 年度及び 2021/22 年度にそれぞれ 10,000 百万円の貸付が行われており、各年度の財政赤字額は、それぞれ 20.0 億フィジードル（約 1,060 億円）、14.6 億フィジードル（約 786 億円）であったことから、本事業の貸付は各年度の財政赤字を 9.4%、12.7% 軽減する効果があったといえる。また、2020 年 4 月に発行された COVID-19 国債の利率は 6.25%（15 年債）及び 6.75%（20 年債）であった一方で、本事業の金利は 0.01% と非常に低く、長期的な視点では、フィジー政府の債務返済の観点で、他の手段に比べてメリットが大きかったと考えられる。

以上より、フィジー政府が発行した COVID-19 国債と本事業にて供与した資金の金利の間には非常に大きな開きがあり、金利負担の点でフィジー政府の財政には大きなメリットがあったと考えられるほか、財政赤字に対しても各年度で 10% 前後の緩和効果があり、本事業は一定の資金効果を生み出したといえる。

【インパクト】

事後評価では、フィジーの経済・社会の安定、及び国営企業・民間企業の経済活動の回復をインパクトとして想定し、分析を行った。審査時に、これらのインパクトは、GDP 成長率、観光収入の増減、貧困率、飲料水及び電気サービスへのアクセス率等の指標で総合的に確認することとされていた。事後評価でこれらの指標を把握したところ、以下のとおりであった。

表 3 COVID-19 前後の経済指標の推移

指標	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
GDP 成長率 (%)	-0.6	-17.0	-4.9	19.8	7.5
観光客数 (人)	894,389	146,905	31,618	636,312	929,740
観光収入 (百万フィジードル)	2,065.4	314.9	36.5	1,499.3	2,367.7
飲料水 (%)	95.4	95.4	95.5	95.5	データなし
電気 (%)	96.1	97.1	92.1	92.0	99.3

出典：フィジー統計局（GDP 成長率、観光客数、観光収入）、世界銀行 World Development Indicators（飲料水及び電気へのアクセス率）

また、2021 年に統計局より発表された家計収入・支出調査（2019/20 年度）によると、貧困率（大人 1 人当たりの週の収入 41.91FJD 未満）は 29.9% であった¹⁰。

表 3 からは、COVID-19 の影響の緩和に伴い、2022 年以降観光業が急速に回復し、観光客数及び収入ともに COVID-19 前の水準を上回ったことがうかがわれる。それに伴い、GDP も大幅に成長している。飲料水や電気にアクセスできる人口割合については、大きな変化はないが高い水準が維持されている。さらに、別の観点からは、本事業を通じた資金面での支援はフィジー政府の財政難に伴いデフォルトの回避にもつながっており、通貨の大幅な下落の防止やインフレの低水準での維持が可能となったという意見も聞かれた。

以上より、本事業とマクロ経済指標との間の直接的な因果関係を示すことは困難であるが、タイムリーな資金供与を通じて政府の安定的な経済運営が確保され、COVID-19 後の経済の急速な回復が見られており、本事業は想定されたインパクトの発現を下支えする役割を果たしたと考えられる。

その他正負のインパクト

① 環境へのインパクト

本事業に適用された環境社会配慮ガイドラインは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）であり、環境への好ましくない影響は最小限であると想定されたことから、環境カテゴリは C であった。実施機関に環境へのインパクトの有無を確認したところ、特段の負のインパクトはないとのことであり、問題は見受けられなかった。

② 住民移転・用地取得

住民移転も用地取得も発生しておらず、負のインパクトは確認されなかった。

③ ジェンダー

本事業の事前評価時、協調融資の相手先である ADB の案件や、フェーズ 2 の事業内容（財政健全化のための公共財政

¹⁰ 貧困率は経年変化を示すデータがなく、比較は困難であった。

管理、コミュニティ機能強靱化に資する公共政策策定と推進)に、ジェンダー平等、女性の経済的エンパワーメント及び女性のサービスへのアクセスに関する政策アクションが含まれていた。具体的には、女性が経営する中小企業への支援や、女性が所有する零細企業を含むインフォーマルセクターにおける労働者への補償が含まれていたことから、女性の経済的エンパワーメントに貢献しうる事業であるとされていた。

政策アクションマトリクスにおいてジェンダーの視点を取り入れたアクションは2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 3-1, 3-2の7項目あり、全て達成・完了したことが確認された。また、実施機関によると、ADB事業及び本事業の実施を通じて、事後評価時点では、3割以上の省庁がジェンダー面に関する目標を掲げた予算計画を立てるようになってきているとのことであった。したがって、本事業はジェンダー面の配慮を促進したといえる。

④公平な社会参加を阻害されている人々、社会的システムや規範・人々の幸福・人権

フェーズ1の「公共財政管理の改善」及び「ビジネス及び投資環境の改善」、フェーズ2の「コミュニティ機能強靱化に資する公共政策策定と推進」及び「保健システムの強化」はCOVID-19による貧困層・脆弱層・障害者への影響緩和のために実施されることが計画されていた、実際に、COVID-19対策として、フィジー政府は準備銀行を通じて中小企業への融資を行うための特別な資金提供を行った。また、障害者を含め、様々な支援を提供したことも確認された。

【評価判断】

本事業の定量的効果は、両事業ともに設定された指標がおおむね達成されており、定性的効果についても政策アクションの多くが継続的に実施されていることが確認された。インパクトについても、COVID-19感染者数の減少及び国境再開に伴い、マクロ指標が大幅に改善しており、本事業を通じた財政支援が政府の経済運営を下支えしたことが推察された。また、ジェンダー面や公平な社会参加を阻害される人々への配慮もなされるようになっており、その他の環境社会面でも特段のマイナス影響は見られなかった。

以上より、本事業の有効性・インパクトは高い。

3 持続性

・政策・制度

事後評価時のフィジーの開発政策である「国家開発計画(2025年~2029年)」では、伝染病や保健上の緊急事態に対するレジリエンスを向上させることが戦略の一つとして掲げられている。財政についても、公共財政管理システムの改善、気候変動に対応した予算編成、公共資産管理システムと集中登録データベースの利用、民間部門や非政府機関に対する適切な会計上の要件の整備、歳入や債務管理戦略と整合性のある支出からなる財政政策の実施が重視されている。経済成長も、同計画の3つの柱の1つとして位置づけられており、民間セクターの成長が重視されている。

感染症対策に特化した政策文書は策定されていないが、国家開発計画においてはこのように財政管理、経済成長、保健システムの向上に関する戦略が掲げられており、本事業が支援した方向性と合致している。

・財務

フィジーの近年の公的債務・対外債務の対GDP比の推移は以下のとおりである。

表4 公的債務及び対外債務の対GDP比

(単位: %)

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
公的債務比率	62.7	84.2	90.6	82.1	78.3
対外債務比率	16.0	26.6	33.4	30.1	28.3

出典: 財務省提供データ(質問票回答)

COVID-19への対応のための財政出動に伴い、フィジーの公的債務比率は一時的に大幅に上昇したが、経済の回復とともに同比率は徐々に低下してきている。国際通貨基金(International Monetary Fund、以下「IMF」という)とフィジー政府との間で2024年に行われた第4条協議では、IMFは、フィジーでは経済回復が続き、債務の対GDP比率も低下しているものの、同比率は依然として高水準にあるとした上で、徐々に財政を引き締めることで財政バッファを確保することを提言している。

実際に、フィジー政府では公共財政管理の改善の取組が継続されており、公的債務比率・対外債務比率も徐々に改善してきていることから、全体として財務面で大きな課題はないと考えられる。

・環境社会配慮、リスクへの対応

特段の課題や懸念事項は想定されない。

III 提言・教訓

・実施機関への提言:

特になし。

・JICAへの提言:

特になし。

・教訓：
既存事業や計画中の事業を活用した迅速な案件形成と政策アクションの着実な実施
本事業の計画・実施に当たっては、ADB との協調融資及び政策アクションの一部共通化を行ったことにより迅速な案件形成が可能となり、タイムリーな財政支援につながったほか、特に保健分野の支援に関しては JICA が別途実施した技術協力事業との連携が図られた結果、政策アクションの着実な実施が円滑に行われた。COVID-19 という想定外の事象が発生し緊急的に支援策を講じる必要がある場合には、このように他ドナーとの協力や、当該事業の趣旨に合致する既存の関連事業のコンポーネントの活用により、迅速性と事業効果を共に生み出すことが可能となるため、JICA が今後財政面での緊急支援を行う際には、同様の方法を模索することが効果的である。

IV ノンスコア項目

・適応・貢献
客観的な観点による評価
本事業では、事業名でも示されている通り、COVID-19 への対応を「緊急支援」した事業であった。案件形成においては、迅速性を確保することが重視されたため、関連性のある支援事業を実施していた ADB との協調融資という形を取り、政策アクションの設定においても同 ADB 事業と共通のアクションを設定したものが多く見られた。全てのアクションや指標を JICA が独自に設定したわけではなく、共通アクションの実施についても JICA のみで支援したわけではないが、JICA 関係者が ADB の既存事業との連携を積極的に進め協調融資の形で事業を実施したことは、迅速にフィジー政府の取組を支援する枠組みとして有効であったと考えられる。

・付加価値・創造価値
特になし。

新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款（フェーズ1）政策アクションマトリクス

分野	政策アクション（注）	指標	事後評価時点（2025年）の継続状況
公共財政管理の改善	経済省は、セクター横断的な公共支出を有効性や政策の優先度から分析するための「公共支出と財政の説明責任（PEFA）」に係る評価を行い、最終レポートを公開する。	PEFA 評価（最終レポート公開）	財務の効果的な管理の改善への取り組みは政府内で進められている。
	経済省は、ジェンダー対応の PEFA の自己評価を完了する。	ジェンダーに対応した PEFA 自己評価	2019年に実施され公表済。最新では2024年末に実施された（未公表）。
	経済省は、年間予算プロセスにジェンダー対応した予算編成を導入するための手順を概略化した文書を内閣へ提出する。	（経済担当事務次官から内閣への文書）	ジェンダー対応予算の制度化は政府内でなされている。
	経済省は、ジェンダー対応の予算編成を可能とするための予算テンプレートを作成する。	予算提出テンプレートの作成	
	経済省は、新型コロナウイルス対応と治療に追加のリソースを割り当て、財政赤字を抑えるためにその他の予算支出を削減する。2019/2020年度の新型コロナウイルス対応に資する補正予算を策定、執行する。	新型コロナウイルス対応予算の策定	対象外
	<u>保健省は、非感染症（NCDs）対応のための必要な人員を配置する。</u>	国家 NCDs アドバイザーの配置の有無	国家ウェルネスセンター長が国家NCDsアドバイザーとして引き続き配置されている。
国有企業・官民連携（PPP）に関する政策・規制・組織的枠組の改善	経済省は、「2019年公営企業法」に基づいた、国営企業（SOE）女性取締役及び女性上級管理職向けの研修プログラムを実施する。	（経済担当事務次官から内閣への文書）	対象外
	経済省は、官民連携の手法や成立要件を含む「官民連携実施ガイドライン」を策定し、閣議承認される。	官民連携実施ガイドラインの承認	官民連携政策も整備されている。
	経済省は、政府機関への貸付に関する政策枠組みを策定し、閣議承認される。	政府機関への貸付に関する政策枠組みの承認	枠組みは引き続き有効である。
ビジネス及び投資環境の改善	経済省は、投資家の権利の保護や投資における承認プロセスの主流化のための「投資法案」を策定し、閣議承認され、国会議長は、法案が2020年の通常国会へ提出されることを通知する。	投資法案の承認	対象外
	経済省は、性別毎に収集された個人財産保証レジストリを整備する。	個人財産保証レジストリのウェブサイト	対象外
	経済省は、競争性のある市場経済の成立や、商標や特許等の法的枠組みを定めた「競争及び消費者保護の声明」を策定し、閣議承認される。（女性や地方在住者及び脆弱性を抱えたグループにおけるニーズの認識及び女性の消費者の権利を支援することへの取組を含む）。	競争と消費者保護の方針声明の承認	対象外

<p>経済省は、民間セクターと労働者を支援するために導入された以下の措置を実施する。</p> <p>(1) フィジー国家プロビデントファンドの雇用者からの徴収額の削減 (2) 新型コロナウイルス陽性と判定された労働者に対する政府補償 (3) 自己検疫を行った従業員に支払われる賃金や給与に対する雇用主への税額控除 (4) 中小企業への貸付を後押しする金融セクタースキームへの追加拠出 (5) 女性が経営する零細企業やロックダウンエリア内を含めたインフォーマルセクター労働者への救済措置</p>	(経済担当事務次官から内閣への文書)	政府の予算策定の方針の一部になっている。
<p>経済省は、新型コロナウイルスの性別による影響に関するガイダンスノート（女性の経済的エンパワーメントに関する勧告を含む）を作成し、内閣へ提出する。</p>	ガイダンスノートの作成	対象外
<p><u>保健省は、健康的な職場環境整備に関する内容を含んだ保健省の年間運営計画を策定する。</u></p>	2019-2020 年間運営計画の策定	以後毎年策定している。
<p><u>保健省は、植民地戦争記念病院において質改善チーム及び業務改善チームを設立する。</u></p>	質改善チーム及び業務改善チームの設立	設立され機能している。
<p><u>保健省は、医薬品供給センターの北部地区における分散倉庫の建設計画案を策定する。</u></p>	建設計画案の策定	2025 年 3 月にオープンした。
<p><u>保健省は、ウェルネスクリニックシステム強化のための計画案を策定する。</u></p>	計画案の策定	ウェルネス促進システムに名称変更され、機能している。

注：下線なしは ADB 「Sustained Private Sector-Led Growth Reform Program – Subprogram 3」の政策アクションマトリクスから引用、
下線は JICA 独自で追加的に設定した政策アクション。2020 年末までに全ての政策アクションは達成済みであることが確認され、
本事業が実施された。

出所：審査調書、質問票回答（財務省・保健省）

新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（フェーズ2）政策アクションマトリクス

【ADB 事業と共通の政策アクション】

分野	政策アクション（注）	指標	目標値	事後評価時点（2025年3月）の継続状況
1. 財政健全化のための公共財政管理				
1-1, 1-2 財政管理枠組み	1-1. 司法長官（経済大臣兼務）は、財務管理（修正）法案を提出する。	調達とキャッシュフローの予測を経済省に提出する政府機関（予算部門）の割合	70%以上 (2023年度)	調達とキャッシュフロー予測は財務省に提出する策定手順となっている。 (2023年時点では、調達予測は45.2%、キャッシュフロー予測は100%であった)
	1-2. 司法長官（経済大臣兼務）は、国家予算、政府関係機関の予算提出、公共調達等における気候変動の主流化を促進するための気候変動法案を提出する。			気候変動法は承認されたが、まだ施行されていない。
1-3 中期債務管理	債務返済額と借入金の組み換えリスクを削減し、財政の健全性を高めるために 1-3-1. 内閣は2021年度から2023年度の中期債務管理戦略を承認し、経済省は、同戦略をウェブサイト上に公開する。 1-3-2. 経済省は、債務管理の改善のために、中期債務管理戦略に沿った年間借入計画を実施し、同計画を中期財政戦略に統合することにより、債務の借り換えリスクを削減する。	政府借入における中期債務管理戦略に定められたコスト及びリスク指標に対する遵守の有無	有(2023年度)	3年を期間とした中期債務管理戦略が策定されている。年間借入計画は財務省により実施中
1-4 税務システム強化	1-4. フィジー歳入及び税関サービスは、新しい税務情報システムを導入して運用する。			運用中
2. コミュニティ機能強靱化に資する公共政策策定と推進				
2-1 予算策定プロセス見直し	2-1. 7つの省庁が予算提出を実施し、ジェンダー対応の新しい予算編成方法を使用し、パイロット省庁による試行の教訓に基づいて、2021/2022年度予算案における14のプログラムのモニタリングを実施する。			省庁の数は増加中
2-2, 2-3, 2-4, 2-5 社会保障対策	2-2. 内閣は、女性、貧困及び脆弱層を対象とする社会的支援政策(気候関連の災害発生後を含む、ジェンダー対応しているもの)を承認する。また、女性、子供、貧困削減省は、同政策を実施する。			実施中
	フィジー政府は、自然災害発生後、脆弱者層(農民、漁師等)に対して緊急的に経済的支援を行うために 2-3-1. 気候および災害リスクに係るパラメトリック保険商品の保険料に対する付加価値税を免除する。 2-3-2. 国内の保険会社と連携し、新しい市場ベースの気候リスクのパラメトリックマイクロ保険商品を発売する。	気候リスクのパラメトリックマイクロ保険商品への加入人数	少なくとも500名の女性を含めた1,000名の脆弱者(2023年度)	実施中
	2-4. インフラ気象省は、水資源を持続的に管理し、女性、貧困及び脆弱層を含めた全ての国民に対して安全で手頃な価格の水と衛生サービスを提供するために、郊外向け水供給プログラムを通じた支援の実施とともに、国家の水資源管理と衛生政策および地方の水と衛生政策を承認する。			インフラ気象省が、Water Authority of Fiji を通じて村落給水プログラムを実施中
	信頼性を高め、手頃な価格で、再生可能な電力を企業と女性、貧困及び脆弱層を含めた全ての国民に提供するために 2-5-1. フィジー政府は、フィジー電力公社の部分的売却について、民間投資家と株式売却契約を締結し、国有企業の部分的民営化に着手する。	フィジー電力公社に対する政府保証	0(2023年度)	民営化実施(株式の44%を中国電力が保有)

	2-5-2. フィジー政府は、非営利義務による料金設定に沿って、電力サービスが十分に行き届いていない農村部へのサービス維持及び拡大のためにフィジー電力公社との契約を締結する。				
3. 民間セクターにおける経済回復のための環境整備					
3 ビジネスのしやすさ改善	COVID-19の影響を受けた実施中及び新規事業(女性が経営する事業を含む)の中期的な再開(回復)を喫緊に支援するために 3-1-1. フィジー政府は、2年間の金利に係る補助金の交付を含めた認可された金融機関を通じてアクセス可能な運転資本ファシリティ及び部分的信用保証スキームを創設して運用する。 3-1-2. フィジー政府は、様々な品目の関税および財政上の義務を軽減し、輸入品に係るコストを削減し、コンプライアンスを簡素化するための関税率法の修正法案を提出する。	運転資本ファシリティによるサポートを受けた企業数及び女性により経営されている企業の割合	少なくとも5,000企業及び35%(2023年度)	5,770の企業が準備銀行の災害復旧・抑制ファシリティ(Disaster Rehabilitation and Containment Facility)の支援を受け、そのうち37%は助成により経営される企業であった。	
	3-2. 司法長官(経済大臣兼務)は、新規事業が事業許可を申請するの必要をなくし、新規事業(女性が経営する事業を含む)の立ち上げを促進するために、事業許可法(1976年施行)修正法案を提出する。				法案は承認されている。
	3-3. 司法長官(経済大臣兼務)は、会社法に基づく新しい規制の発効を承認する。				承認済
	企業の取引コストを削減することにより、企業の財政状況と民間セクターの回復力を向上させるために 3-4-1. 司法長官(経済大臣兼務)は、デジタルソリューションを促進するために、国家決済システム法案を提出する。 3-4-2. フィジー準備銀行は、国家決済システム枠組みを確立し、即時決済システム、自動決済システムの稼働を含めた同法案の実施を図る。 3-4-3. 司法長官(経済大臣兼務)は、取引をより速く、より安くするためにすべての印紙税を廃止する印紙税(廃止)法案を提出する。	販売時点管理時の電子資金振替(EFTPOS)およびモバイルマネー取引数	基準値(EFTPOS: 540万回、モバイルマネー取引: 230万回)から20%増加(2023年度)	法案は承認され実施されている。 ETPOSの取引回数は2019年の540万回から2022年には820万回に増加(出所: 準備銀行 Financial Inclusion Annual Report 2022)。モバイルマネー取引回数は2019年の230万回から2022年には3,260万回に増加(出所: 準備銀行 Financial Access Survey data)	

注: ADB「Sustainable and Resilient Recovery Program」の政策アクションマトリクスから引用。2021年11月までに全ての政策アクションは達成済みであることが確認され、本事業が実施された。

出典: JICA提供資料、質問票回答(財務省)

【JICAにより追加された政策アクション】

分野	政策アクション(注1)	資金提供後にJICAが支援する政策アクション(インディカティブ・アクション)	指標	目標値(2022年11月)	事後評価時点(2025年)の継続状況
3. 民間セクターにおける経済回復のための環境整備					
その他(注2、※1)	3-5. フィジー国立大学(FNU)は、COVID-19による失業者等に適した職業訓練コース案を新たに策定	FNUは、COVID-19による失業者等に対して職業訓練コースを実施する。	職業訓練コース参加者数	80名以上	100名向けの5コースが2022年に実施された。その後ドナー支援はないがFNUが毎年同様のプログラムを継続している。
4 保健システムの強化:					
4-1, 2, 3, 4 非感染性疾患(NCD)対策(※2)	4-1. 保健省は、ウェルネスクリニックシステムに係る計画案を作成する。	保健省は、ウェルネスクリニックシステムに係る標準作業手順書(案)を作成する。	標準作業手順書(案)	作成する	策定・導入済
	4-2. 保健省は、職場健診を試行する。	保健省は、パイロット企業を選定し、職場健診に係る標準作業手順書(案)を実施する体制を整備する。	パイロット企業の選定数	5企業以上	70社以上が参加している。

	4-3. 保健省は、Motivational Interviewing (MI) トレーニングの教材を作成する。	保健省とフィジー国立大学 (FNIJ) は、NCD 対策を強化するための研修 (MI トレーニング含む) での連携に係る協議を実施する。	連携協議書	締結する	締結され、FNU の 2 つの学部で MI トレーニングのパッケージが用いられている。
	4-4. 保健省の初期医療従事者は、MI トレーニングに係る研修を受講する。	保健省は、パイロットサイトにおいて研修指導者養成研修を受けたマスタートレーナーによる MI トレーニングに関する研修を実施する。	マスタートレーナーによる MI トレーニングに関する研修を実施している施設の数	33 施設以上	全ての施設 (96 施設) で研修実施済みであり、818 名が受講した。
4-5 保健医療分野における ICT 利活用の促進 (※3)	4-5. 保健省は、国家保健医療サービス戦略計画 2020-2025 において、保健医療の質向上のために保健医療分野における ICT 利活用の促進を重点目標として位置づける。	保健省は、植民地戦争記念病院の医療スタッフに対し、遠隔技術を活用した集中治療能力強化にかかる導入研修(医師向け、看護師向け)を実施する。	遠隔技術を活用した集中治療能力強化にかかる研修の実施回数	16 回以上	17 回実施された (2022 年)。それ以降は実施されていない。
4-6 医療用医薬品の供給の効率化促進 (※4)	4-6. 保健省は、医薬品供給センター (FPBS) の北部州ランバサ医薬倉庫建設の建設予定地の地盤調査を実施する。	保健省は、FPBS の北部州ランバサ医薬倉庫が機能する人員、設備を確認し、運用管理計画を策定する。	FPBS の北部州ランバサ医薬倉庫運用管理計画	策定する	2025 年 3 月のオープンに伴い、運用管理計画も策定された。
4-7, 8, 9 5S-KAIZEN-TQM 手法の確立 (※4)	4-7. 保健省は、国家 5S-KAIZEN-TQM 実施ガイドライン案を作成する。	保健省は、国家 5S-KAIZEN-TQM 実施ガイドラインを承認し、発行する。	ガイドラインの承認、発行	承認し、発行する	実施ガイドライン及びグッドプラクティス集が策定され、2025 年 3 月に引き渡された。
	4-8. 保健省は、国内病院等 6 パイロット対象医療施設において、質改善チーム (QIT) 及び業務改善チーム (WITs) を設立する。	保健省は、国内病院等 6 パイロット対象医療施設から提出された質改善 (QI) に係る年次計画書及び四半期報告書を承認する。	QI に係る年次計画書及び四半期報告書	承認する	定期的に内部評価を行っている。
	4-9. 保健省は、6 パイロット対象医療施設で培われた、5S-KAIZEN-TQM に関する知見を全国の医療施設に共有する。	保健省は、パイロット対象医療施設の 5S-KAIZEN-TQM に関する知見を、パイロット対象施設以外の保健医療施設と共有する会合を開催する。	会合に参加する施設数	4 施設	17 施設の参加により共有が図られた。

注 1：2021 年 11 月までに全ての政策アクションは達成済みであることが確認され、本事業が実施された。

注 2：本事業における資金提供後、※1～※4 の分野における活動は以下の技術協力を通じて支援することが想定されていた。

※1：現地リソースを活用した「フィジー国立大学における COVID-19 による失業者等を対象とした職業訓練」(2020 年 10 月～2022 年 3 月)

※2：「生活習慣病対策プロジェクトフェーズ 2」(2022 年 1 月～2026 年 1 月)

※3：「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」(2021 年 5 月～2022 年 9 月)

※4：「5S-KAIZEN-TQM による保健サービスの質の向上プロジェクト」(2019 年 4 月～2023 年 4 月)

出所：JICA 提供資料、質問票回答 (財務省、保健省、フィジー国立大学)